

片品村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

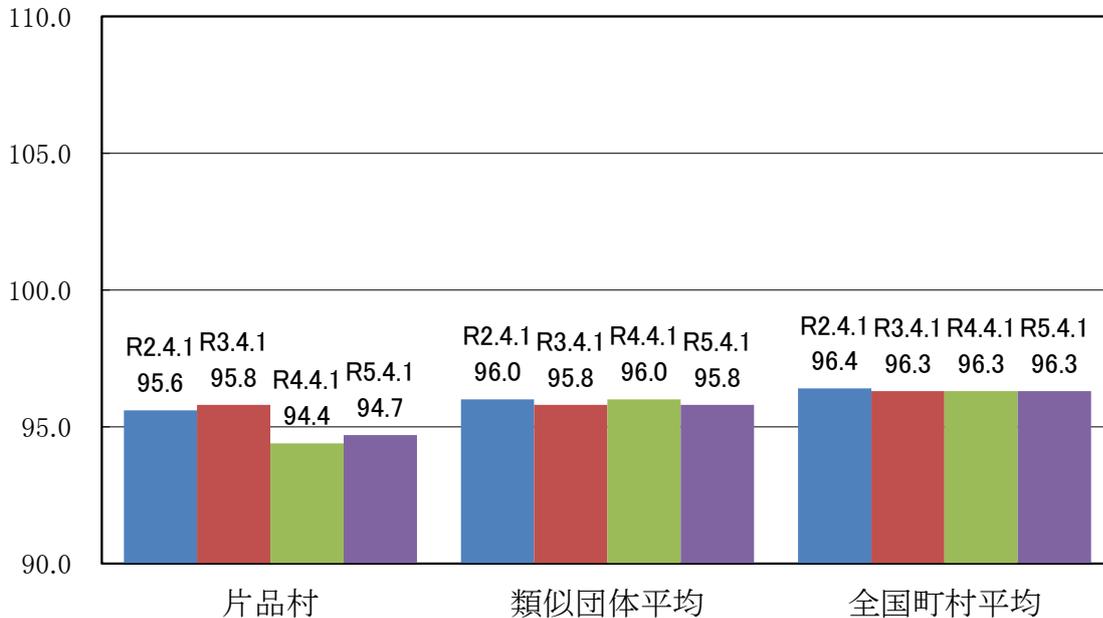
区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和3年度の 人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
4年度	4,088	4,255,931	365,499	617,948	14.5	16.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費 B				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計	千円	千円
4年度	74	263,326	31,473	96,823	391,622	5,292	5,356

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。
 また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
5年度	円 -	円 -	- (- %)	% -	% 1.1	% 1.1

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスバイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
5年度	月 -	月 -	月 -	月 -	月 4.5	月 4.5

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた給与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成28年4月1日
(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。
激変緩和のため、2年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

該当なし

③その他の見直し内容

該当なし

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
片品村	41.1 歳	284,984 円	314,798 円	円
群馬県	42.8 歳	327,200 円	398,838 円	358,600 円
国	42.4 歳	322,487 円	—	404,015 円
類似団体	40.9 歳	295,989 円	349,665 円	325,053 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
片品村	* 歳	* 人	* 円	* 円	* 円	—	—	—	—
群馬県	55.6 歳	61 人	346,500 円	374,726 円	364,552 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1941 人	286,942 円	—	329,178 円	—	—	—	—
類似団体	49.2 歳	2 人	282,289 円	310,111 円	297,740 円	—	—	—	—

* 個人情報の保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、給料月額及び給与月額の欄はすべて「アスタリスク(*)」としている。

(2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	片品村	群馬県	国	
一般行政職	大学卒	185,200 円	190,200 円	185,200 円
	高校卒	154,600 円	157,900 円	154,600 円
技能労務職	高校卒	151,900 円	153,500 円	—
	中学卒	— 円	— 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	250,000 円	324,100 円	366,600 円	377,300 円
	高校卒	213,200 円	294,300 円	346,700 円	366,600 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

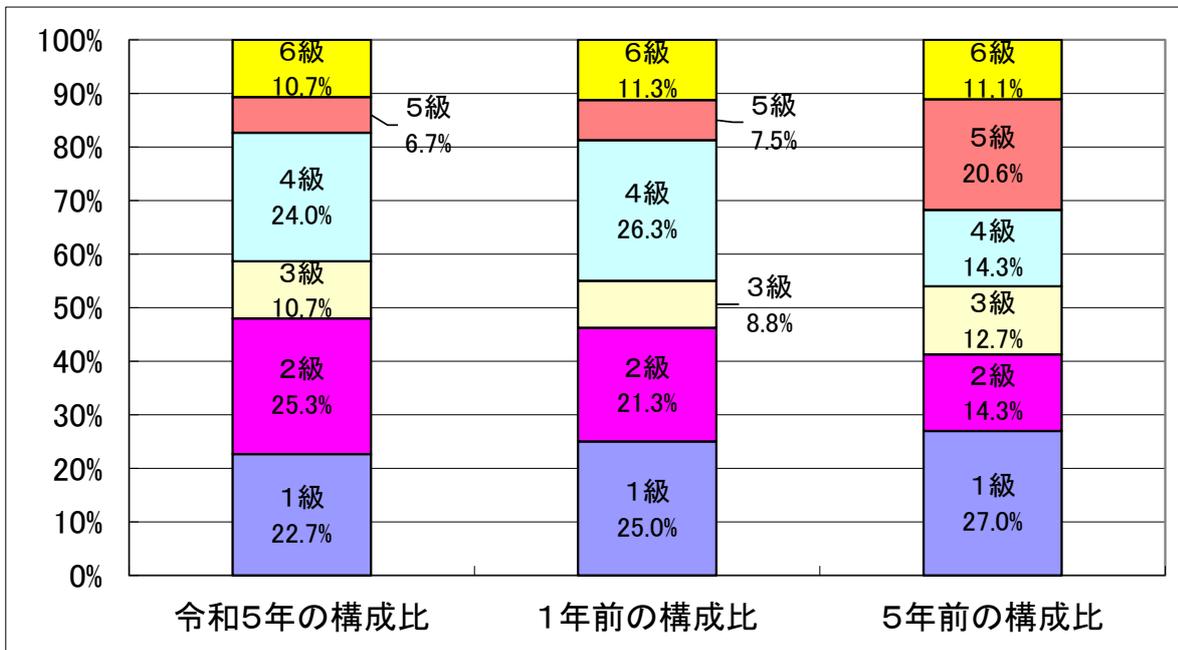
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

75

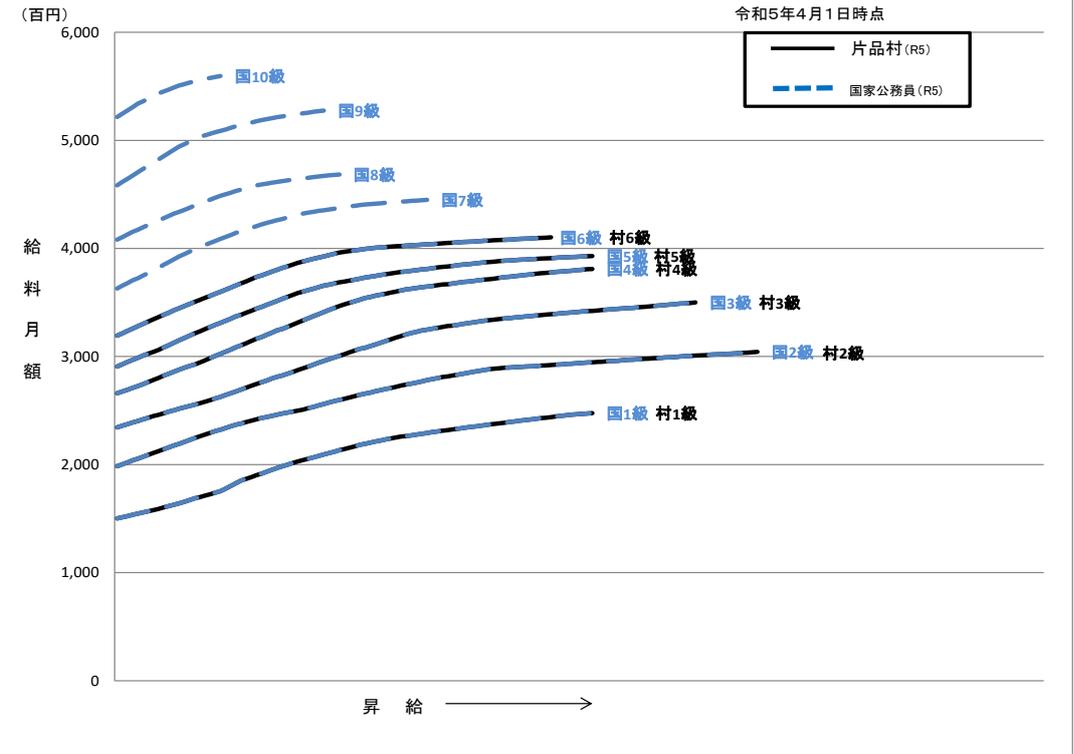
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	課長の職務	8人	10.7%	323,100円	411,300円
5級	課長補佐の職務	5人	6.7%	295,400円	394,000円
4級	(1) 課長の職務 (2) 専門的な知識又は豊富な職務経験を必要とする業務を行う主幹の職務	18人	24.0%	271,600円	382,000円
3級	(1) 主査の職務 (2) 高度な技能又は経験を必要とする業務を行う職務	8人	10.7%	240,900円	351,000円
2級	(1) 主任の職務 (2) 相当な技能又は経験を必要とする業務を行う職務	19人	25.3%	208,000円	305,200円
1級	(1) 主事、保健師、保育士の職務 (2) 定型的な業務を行う職務	17人	22.7%	162,100円	249,400円

(注) 1 片品村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（片品村）

令和5年4月2日から令和6年4月1日までににおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	○		○	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

片品村	群馬県	国
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,257 千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,617 千円	—
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.4 月分 (1.35)月分 勤勉手当 2.0 月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.4 月分 (1.35)月分 勤勉手当 2.0 月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.4 月分 (1.35)月分 勤勉手当 2.0 月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)(片品村)

令和5年度中における運用	管理職		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)		○		○
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和5年4月1日現在)

片品村			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特別措置(割高率2~45%)			その他の加算措置 定年前早期退職特別措置(割高率2~45%)		
1人当たり平均支給額 ##### 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(令和5年4月1日現在)

該当なし

(4) 特殊勤務手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)		0.0 %		
手当の種類(手当数)				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する支給 単価
感染症等防疫作業手当	感染症等防疫作業手当に従事する職員		0千円	作業1回300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	3,394 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	46 千円
支給実績(令和3年度決算)	2,633 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	36 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	・子 10,000円 ・子以外 6,500円 ・特定年齢にある子・・・1人につき月額5,000円加算	同	無	6,877 千円	214,909 円
住居手当	自ら居住するための住宅を借受け、現に居住し月額16,000円を超える家賃を支払っている職員。家賃により算出最高28,000円	同	無	2,522 千円	193,982 円
通勤手当	・自動車等の利用者 片道2km以上の職員に支給 2,000円～31,600円	同	無	4,652 千円	86,147 円
管理職手当	・課長 41,500円 ・課長補佐 31,700円	異	支給額	6,416 千円	427,713 円
寒冷地手当	職員の世帯用の区分に応じ支給(11月～3月) ・世帯主:扶養親族あり 89,000円 ・世帯主:扶養親族なし 51,000円 ・その他の職員 7,800	同	無	3,925 千円	56,886 円
宿日直手当	宿直・日直 1回 4,400円	同	無	466 千円	12,611 円
休日勤務手当	—	—	—	— 千円	— 円
産業教育手当	—	—	—	— 千円	— 円

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市区町村長	544,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 846,000 円/ 528,000 円	
	副市町村長	(478,000 円)	677,700 円/ 478,000 円	
報 酬	議 長	(247,000 円)	318,000 円/ 203,000 円	
	副 議 長	(198,000 円)	300,000 円/ 130,000 円	
	議 員	(180,000 円)	251,000 円/ 109,000 円	
期 末 手 当	市区町村長	(令和4年度支給割合)		
	副市町村長	4.4	月分	
退 職 手 当	議 長	(令和4年度支給割合)		
	副 議 長 議 員	4.4	月分	
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市町村長	退職日給料月額×在職年数×520/1 ¹	11,315,200 円	任期满后時
備 考	市区町村長	退職日給料月額×在職年数×300/1 ¹	5,736,000 円	任期满后時
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

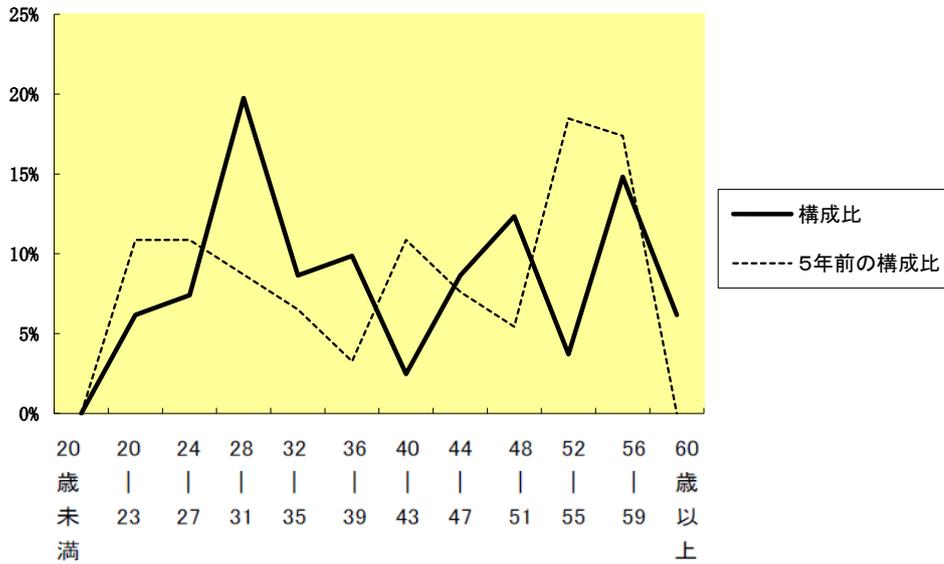
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和4年	令和5年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	1	-1	退職による減 採用による増 退職による減 採用による増 退職による減
		総務	15	16	1	
		税務	8	8	0	
		民生	17	16	-1	
		衛生	7	9	2	
		農林	7	7	0	
		商工	5	4	-1	
		土木	2	2	0	
	計	63	63	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 154.11 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 199.72 人)	
	教育部門	11	9	-2		
消防部門	0	0	0			
小 計	74	72	-2	<参考> 人口1万人当たり職員数 176.13 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 235.95 人)		
公 営 企 業 計 等 部 門	水道	1	1	0		
	下水道	2	2	0		
	その他	6	6	0		
小 計	9	9	0			
合 計		83	81	-2	<参考> 人口1万人当たり職員数 198.14 人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	5人	6人	16人	7人	8人	2人	7人	10人	3人	12人	5人	81人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		67	68	63	63	60	63	△4 (△5.97%)
教育		13	14	13	11	11	9	△4 (△30.77%)
消防		0	0	0	0	0	0	0 (%)
普通会計計		80	82	76	74	74	72	△8 (△10%)
公営企業等会計計		12	11	11	10	9	9	△3 (△25%)
総合計		92	93	87	84	83	81	△19 (△11.96%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。